

災害時の地域支援に関する協定

千葉市(以下「甲」という。)と千葉トヨペット株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給をはじめ、包括的な地域支援の協力について必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲が乙に対して要請する協力事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外部給電可能な車両による電力供給に関する事
- (2) 自立式充電スタンドの使用に関する事(第1号で貸与された外部給電可能な車両以外も含む。)
- (3) 災害時の広報に関する事
- (4) 災害時の人的・物的支援に関する事
- (5) 災害時の物資運搬に関する事
- (6) 災害時の一時避難に関する事
- (7) その他甲及び乙が協議の上、必要と認めた事項に関する事

(外部給電可能な車両の貸与に係る協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する第2条第1号に掲げる外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、市域外の販売店又は関係企業に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

(外部給電可能な車両の引き渡しに係る報告)

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の貸与期間及び返却等)

第6条 外部給電可能な車両等の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

- 2 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却方法及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(第2条第1号に掲げる協力以外の協力の要請)

第7条 甲が乙に対し、第2条第1号に掲げる協力以外の協力を必要とする場合は、甲は、乙に対し、書面(様式第3号)により、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(費用負担)

第8条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、甲及び乙が協議の上、その負担にあたるものとする。

(補償)

第9条 本協定に基づく協力に際し発生した損害の補償については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 外部給電可能な車両の貸与期間中に発生した事故により、発生した損害については甲及び乙が協議の上、その補償にあたるものとする。
- (2) 本協定に基づき支援業務に従事した乙の社員又は関係者の責めに帰することができない事由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。
- (3) 本協定に基づき乙の管理する施設又は資機材に損害が発生したときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定し、対応の内容を甲に報告するものとし、補償について甲及び乙は協議するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次の各号のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、千葉市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。
- (4) 転貸を原則禁止とする。但し、甲乙協議の上での転貸はこの限りではない。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を、事前に定めた書面(様式第4号)により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(平常時の活動)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する情報の交換
- (2) 乙の甲が実施する防災訓練等の参加
- (3) 外部給電可能な車両及び自立式充電スタンドの台数に関する乙による情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年1月14日

甲:千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市
市長

乙:千葉市美浜区稲毛海岸4丁目5番1号

千葉トヨペット株式会社
代表取締役

外部給電可能な車両の提供協力要請書

千葉トヨペット株式会社 様

千葉市

「災害時の地域支援に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 搬送場所及び車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	千葉市担当者 (連絡先・職氏名)
1		自: 月 日 至: 月 日		
2		自: 月 日 至: 月 日		
3		自: 月 日 至: 月 日		
4		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両等の貸与協力受書

千葉市 様

千葉トヨペット株式会社

「災害時の地域支援に関する協定」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第5条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両等の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	登録番号
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
5	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
6	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
7	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
8	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	千葉トヨペット株式会社
役職・氏名	
連絡先	

協力要請書

千葉トヨペット株式会社 様

千葉市

「災害時の地域支援に関する協定」第7条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容等

要請日時	年 月 日 時 分
要請内容	
協力要請数 (人的・物的)	
要請期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特記事項	

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先(窓口責任者)

	第1連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
E メールアドレス	

	第2連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
E メールアドレス	

	第3連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
E メールアドレス	

(目的外使用禁止)

「災害時の地域支援に関する協定」に記載する事項以外には利用しないこと。